

～世界と日本を結ぶワンストップ人財会社～

株式会社R&G ご提案概要 (インターンシップ)

外国人の生活を来日から就職・その先まで一貫したサポート企業



<法人概要>

<設立>：2015年（平成27年）9月

<事業内容>：労働者派遣事業及び留学生に関するコンサルティング事業

免許・登録番号	労働者派遣事業	(派)11-300928
	有料職業紹介事業	11-ユ-300969
	登録支援機関登録番号	20登-005489
	総務省届出番号	A-02-18080

<事業詳細>：外国人に関係する全ての事ができる会社で**7つの事業に拡大**

- ①派遣事業……………人材派遣（日本人・外国人・留学生又はエンジニア派遣）
- ②職業紹介事業……………外国人・留学生又はエンジニア紹介 特定技能紹介
- ③特定技能事業……………ご紹介及び登録支援機関（募集→ご紹介→人材管理）
- ④システム事業……………SES事業及びスマホ向けSIM・ポケットWi-Fi販売等
- ⑤コンサル事業……………人材派遣コンサル・企業学校相談提携・各種コンサル等
- ⑥海外事業……………留学生の紹介・航空券販売・海外現地面接と視察・輸出入等
- ⑦技能実習生導入事業…提携先組合のご紹介及び管理代行業務等

<役員>：代表取締役 吉田忠義 取締役 馬場栄和 中野裕之

<資本金>：1800万円

<本社>：埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1-51-1 三石ビル4F

☎048-783-3477 Fax048-783-3577

<関連会社>：株式会社レックス・グローバル（埼玉県さいたま市大宮区）

免許・登録番号 労働者派遣事業 (派)11-301683

<関連会社>：株式会社ライズ・スクウェア（大阪府八尾市）

免許・登録番号 労働者派遣事業 (派)27-302046
有料職業紹介事業 27-ユ-301295
登録支援機関 19登-002526

株式会社エミリス（大阪府東大阪市）

飲食事業

（コマダ珈琲FC店6店舗）



<事業詳細>

①派遣事業……………派遣は2パターン可能 ※士業・警備・建設・港湾不可

パートタイム派遣労働者：日本人・外国人（留学生・家族滞在・永住者・定住者等）

フルタイム 派遣労働者：日本人・外国人（技人国業務/エンジニア・永住者・定住者等）

②職業紹介事業……………直接雇用する為に紹介 ※派遣合わせて紹介予定派遣可

パートタイム労働者：日本人・外国人（留学生・家族滞在等） ※飲食店等に限定

フルタイム 労働者：日本人・外国人（技人国業務/エンジニア・永住者・定住者等）

③特定技能事業……………登録支援機関及び紹介 ※募集→紹介→人材管理

14分野の業種：介護・ビルクリーニング・素形材・産業機械・電気電子情報・建設・造船・自動車整備・航空・
宿泊・農業・漁業・飲食料品製造・外食 ※基本直接雇用（基本5年間）

④システム事業……………SES事業・スマホ向けSIM・ポケットWi-Fi販売等

システムエンジニアサポート事業：ホームページ作成販売・企業向けPC入替販売・周辺機器管理業務等
SIM・ポケットWi-Fi販売・レンタル業務等

⑤コンサル事業……………人材派遣コンサル・企業学校相談提携・各種コンサル等

コンサル例：人材委託管理・派遣会社適正選定管理・企業管理部門管理・企業学校提携等

⑥海外事業……………留学生の紹介・航空券販売・海外現地面接と視察・輸出入等

例：留学生の紹介・海外人材導入サポート・外国人向け航空券販売サポート・企業向け海外進出サポート・輸出入・
海外インターンシップ導入サポート等

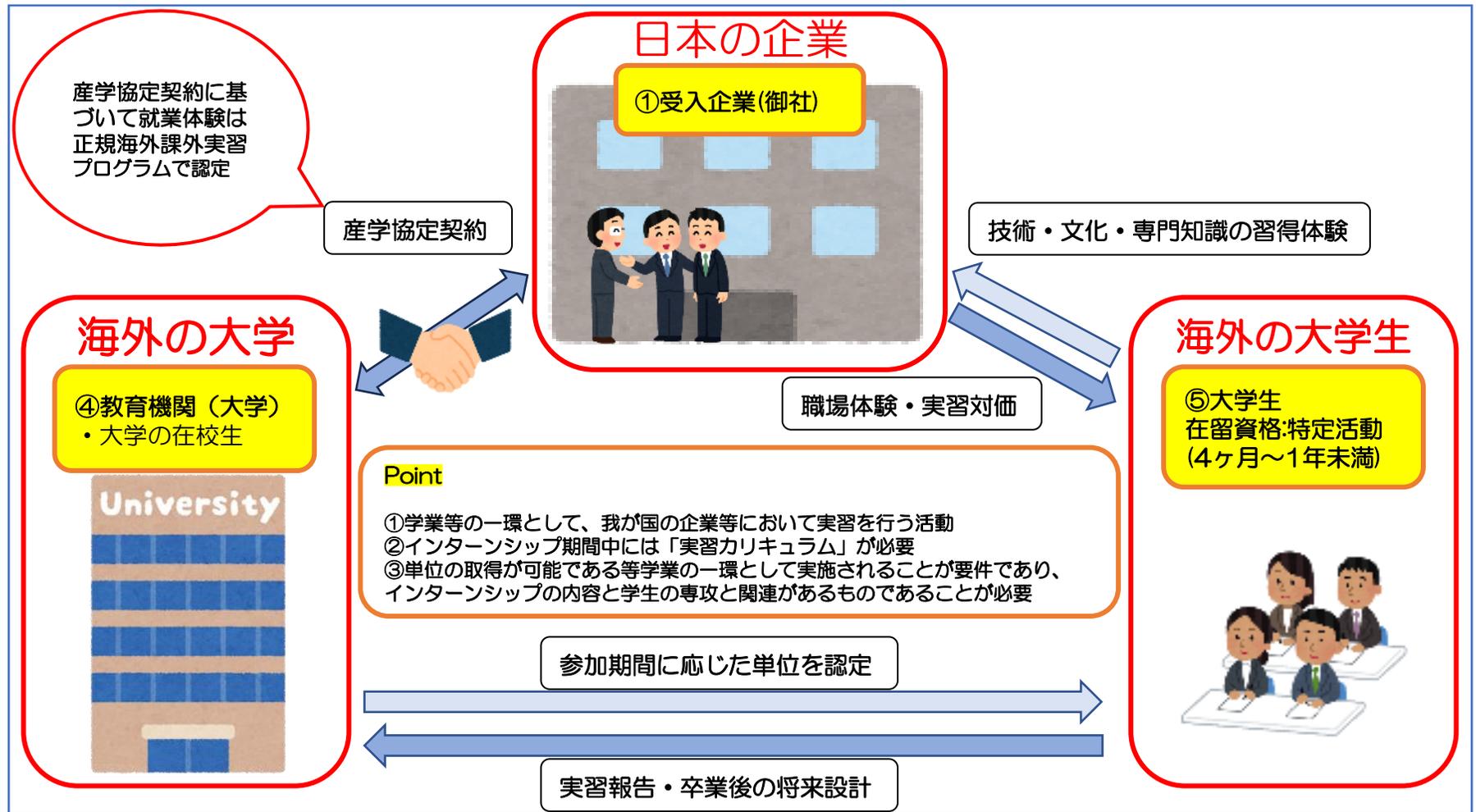
⑦技能実習生導入事業…提携先組合の紹介及び管理代行業務等 ※別途契約必須

対象職種と作業：農業・漁業・建設・食品製造・繊維衣類・機械金属・空港GH・その他多くの作業が該当し
特定技能への移行業種有り ※基本直接雇用（基本3年間）



<ご提案内容>

外国人に關係する全ての事ができる会社で、**7つの事業に拡大!**
⑥海外インターンシップ導入事業 ※外国人インターンシップ生の受入制度



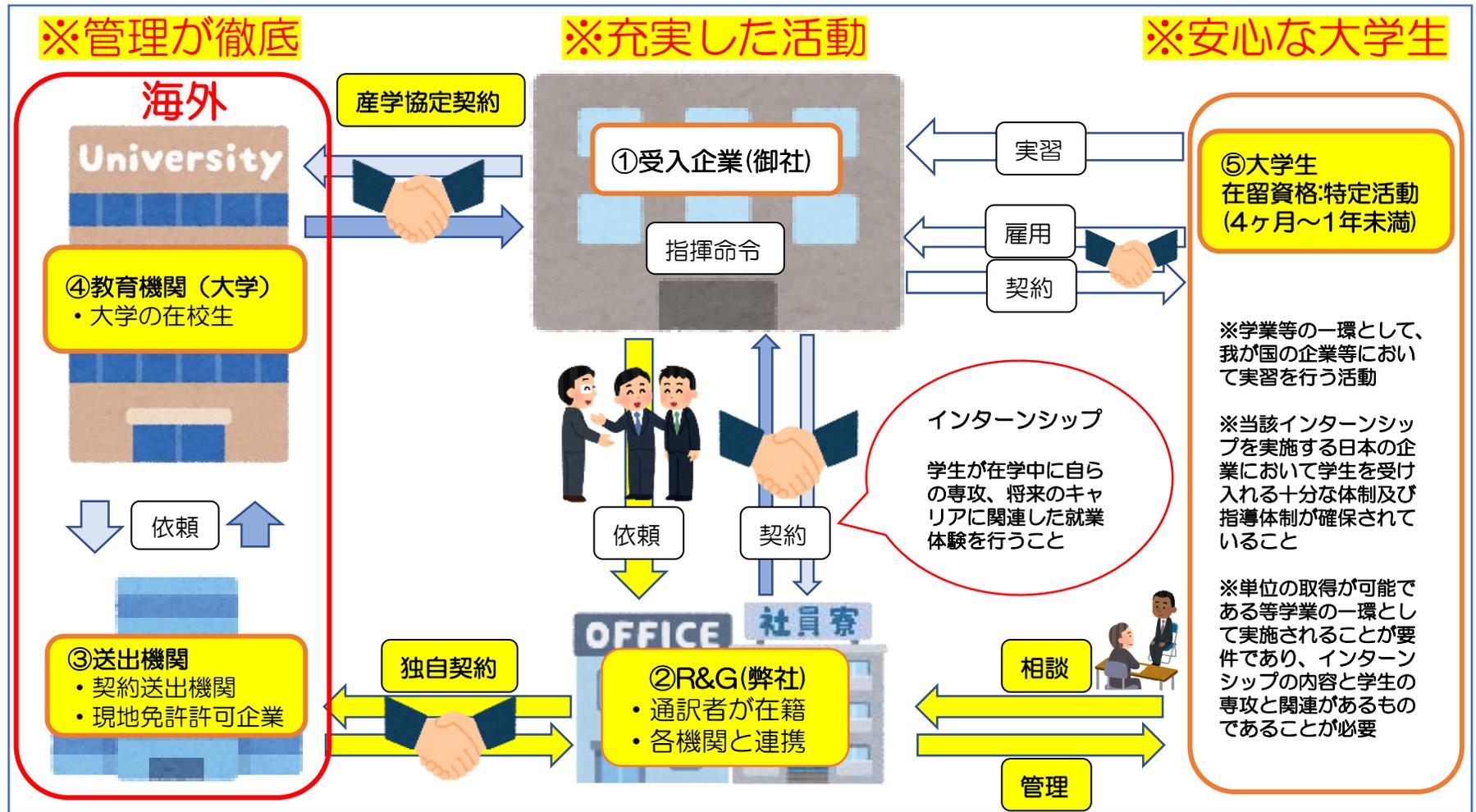
<ご提案内容>

外国人に關係する全ての事ができる会社で、**7つの事業に拡大!**

⑥海外インターンシップ導入事業

※弊社では条件次第でベトナム又はインドネシアが可能

※黄色いマーカー部分が弊社の強み



<ご提案内容>

外国人に関係する全ての事ができる会社で、**7つの事業に拡大!**

⑥海外インターンシップ導入事業

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930005575.pdf> 参照

<インターンシップガイドライン①抜粋>

※在留資格「特定活動」

- ・在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行う事
- ・受入企業は、産学連携による人材育成の観点を見据えた広い見地からの対応が求められるとともに、適正な体制を整備した上で、学生が所属する大学とも連携しながら、教育・訓練の目的や方法を明確化するなど、効果的なインターンシップ計画を立案すること
- ・外国の大学の学生が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動
- ・学位の授与される教育課程であれば、短期大学・大学院も対象
- ・大学教育の一環であることから、外国の大学において専攻している科目と関連する業務に従事するなどにより、インターンシップにおいて修得する知識・経験等が大学において学業の一環として適正に評価されることが必要
- ・基本的には一定の知識・技術等を身につけることが可能な活動である必要があり、大学生に求められる知識や教養の向上に資するとは認められないような、同一の作業の反復に主として従事するものについては認められない。
- ・外国の大学と受入れ機関となる本邦の企業等との間でインターンシップ生の受入れに係る契約を締結する際には、以下の事項を契約内容に含めた上で、インターンシップ生が当該内容を理解していることが必要

※「雇用契約書」等により当該事項に関する詳細を併せて規定可

<インターンシップガイドライン②抜粋>

- ・インターンシップ生の適正な受入れ人数の目安は以下の通り
ア常勤職員数が301人以上の場合…常勤職員数×20分の1
イ常勤職員数が201人以上300人以下の場合…15人
ウ常勤職員数が101人以上200人以下の場合…10人
エ常勤職員数が100人以下の場合…5人（ただし、常勤職員数以下。）
- （注）常勤職員数に技能実習生は含みません。
- ・仲介事業者を利用する場合受入れ機関において、インターンシップ生の受入れに関する大学との調整、出入国手続に際しての支援、入国後の生活支援等に関して行ってもらう事